

## 徳島県告示第318号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定  
公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年6月12日

徳島県知事 後藤 田 正 純

名 称	住 所 又 は 事務所の所在地	委託した公金事務	指定年月日	委託年月日
小松島市	小松島市横須町1 番1号	徳島県港湾施設管理 条例（昭和30年徳島 県条例第32号）第8 条に規定する使用料 （徳島小松島港和田 島緑地に係るものに 限る。）の徴収の事 務	令和8年3月 27日	令和8年4月 1日
阿南市	阿南市富岡町トノ 町12番地3	徳島県港湾施設管理 条例第8条に規定す る使用料（橋港中浦 緑地及び橋港小勝緑 地に係るものに限る 。）の徴収の事務	同	同